

山口県報

令和3年
8月17日
(火曜日)

目次

○公告

公共測量の実施（監理課）……………
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

(一九〇) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年八月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 作業の種類
公共測量（航空レーザー測量）
- 作業の地域
岩国市及び玖珂郡和木町
- 作業の期間
令和三年七月二十七日から令和四年二月二十五日まで

(一九一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和三年八月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 開発区域に含まれる地域の名称
下松市潮音町六丁目
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市北区大淀中一丁目一番八八号
積水ハウス株式会社

令和三年八月十七日
発行

発行人
所

山口県
知事
庁